

改正

昭和59年3月19日条例第18号
平成8年3月26日条例第88号
平成9年3月28日条例第26号
平成12年3月15日条例第9号
平成22年3月17日条例第82号

印西市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、印西市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び議会の議員につき、市長が任命するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。
- 3 前2項の規定により任命する委員の数は、13人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命するものとする。
- 4 臨時委員及び専門委員は、当該事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、その委員（その審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和46年5月1日から施行する。

2 印西町都市計画委員会条例（昭和39年条例第10号）は、廃止する。

附 則（昭和59年3月19日条例第18号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第88号）

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、この条例による改正前の印西町都市計画審議会条例の規定により委員に委嘱されている者は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。ただし、委員の任期は、平成9年6月30日までとする。

附 則（平成9年3月28日条例第26号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(印西市環境審議会委員、印西市都市計画審議会委員及び印西市防災会議委員の任命に係る経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の印西市環境審議会条例、印西市都市計画審議会条例及び印西市防災会議条例の規定に基づいて任命された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則（平成22年3月17日条例第82号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(任期の特例)

2 平成22年3月23日から平成23年6月30日までの間に審議会の委員に委嘱される者（補欠の委員として委嘱される者を除く。）の任期は、改正後の第3条第4項の規定にかかわらず、平成23年6月30日までとする。